

現代アメリカ語の用法 (訳…つづき)

沢田 照徹

(4)

仮定法 (Subjunctive Mode)

多くの言語は仮定法形態 (subjunctive form) と呼ばれる動詞の特別の形態を持つ。そしてそれは、事柄が現在時において事実としてそうであるもの、或いは現在時まで事実としてそうであったもの、について述べるというよりは、観念として我々が考え得るものについて述べる時に、換言すれば、出来事 (events) について述べるというよりは寧ろ観念 (ideas) について述べる時に用いられねばならない形態である。現実の事実 (facts) について述べる際に用いられる動詞の形態は叙実法 (indicatives) と呼ばれる。英語は他の言語が仮定法を用いる場合に屢々叙実法を用いる。然し英語でも総ての場合に叙実法が用いられ得るということではない。或る状況の下では我々は動詞の仮定法形態を用いるか、または仮定の意味を有する助動詞のどれかを用いなければならない。

形態 (forms)

英語の動詞は仮定の意味を中に含んで用いられる3つの形態を持つ。第一は現在仮定法 (present subjunctive) と呼ばれ、話題になって語られているものが観念であって事実ではないということを示すに過ぎない。第二は過去仮定法 (past subjunctive) と呼ばれ、陳述内容となっているものの不確実性 (uncertainty) 或いは不可能性 (improbability) を強調する。“present subjunctive” と “past subjunctive” という名称は、現代英語 (Modern English) では、是等両形態の間に時間差 (time difference) の相異が無いので人を誤らせるものである。それ等は時の差異を示すので

なく確実性の程度の差を示す。両者とも現在或いは未来に漠然と言及する。第三の形態即ち過去完了仮定法 (past perfect subjunctive) は過去に言及する。

1. 現在仮定法は、その主語の如何を問わず単に動詞の単純形 (simple form) を用いる。このことは、am, is, are の代りに動詞 be が用いられるということの意味する。他の動詞の場合には、現在仮定法は現在叙実法 (present indicative) に似ており、ただ3人称単数が、he say, he stop におけるように、その特有の s-語尾を持たないという点に相異があるだけである。我々は、we asked that the meeting be postponed (我々はその会が延期されるようお願いした) に見られるように、“be” が主語の直後に用いられた時には何時でもそれは現在仮定法であると言える。我々はまた、the doctor insisted that he stop smoking (医者は彼が煙草を止めるよう主張した) における he stop のように、3人称単数がその“s”を持たない時にも、それは常に現在仮定法であると言ってよい。総ての場合に現在仮定法形態は、人が心に描いている観念について述べているのであって、実際の出来事について述べているのではない、ということを示している。

2. 過去仮定法は、動詞 to be を除いて、過去叙実法と全く同一である。是等2つの叙法の相異は、語の形態にあるのではなく、その語の表わす意味にある。if he walked in here tomorrow (若し彼があすここへ入ってくれば) に見られるように、現在または未来の出来事について述べるのに過去時制形態が用いられた時には常にそれは仮定法の力 (subjunctive force) を持ち、かつその出来事は、有りそうもないこと (unlikely) として考えられていることを示す。動詞 “to be” の過去仮定法は “were” である。これは複数の主語に用いられるばかりでなく、were he to go (万一彼が行くなら) に見られるように、単数の主語にも用いられる。大抵の場合には、叙実法単数 “was” もまた、過去仮定法として用いられ得る。

3. 過去完了仮定法 (past perfect subjunctive) は、had known, had gone のように、had+動詞の過去分詞によって形成された時制である。

これは通常は叙実法時制である。然しそれが条件的陳述の中で用いられる時には、それは実際に情況が事実 (facts) とは正反対のものであるということの意味する。或る陳述が条件法 (conditional) であるということを示すためには、我々は、if he had known (若し彼が知っていたら) に見られるように、if, though, unless のような特別の語 (special word) を用いるか、またわ had he known に見られるように、主語の前に助動詞を置く。

4. これ等3つの假定法形態の他に、英語は ought, must, may のような多数の助動詞を持つ。というのはこれ等の助動詞は仮定の意味 (subjunctive meaning) を持ち、現在時において現にそうであるものを示すよりは、寧ろ望ましきこと乃至は考え得ることを表わすからである。是等の(助)動詞は、古くは、現在時制もしくは未来時制の意味を持つた過去時制形態であったので、3人称単数において s— 語尾を持たない。will や can は今日では現在叙実法として用いられている。may と must は常に現在假定法として用いられており、またアメリカ英語では shall も同じ用法で用いられている。would と could は、それぞれ will と can の過去叙実法として用いられることもあるし、また過去假定法として用いられる。ought と might は常に過去假定法であり、アメリカでは should は常に過去假定法である。

是等の助動詞は、正規の假定法形態 (regular subjunctive forms) より明らかに優っている若干の長所を持っている。先づ第一に、それぞれの(助)動詞はそれ自身の特有の意味を持つ。そしてそのお蔭で我々は、仮定的陳述を一層明確、かつ精密に表現することができる。第二には、是等の(助)動詞はそれ等の假定法時制の意味を保持しながら然もなお過去の出来事に言及することができる。我々は “it may be true that he met her here” (彼がここで彼女に会ったというのは本当かも知れない) という意味を述べるのに、he may have met her here と言うことができるし、“it might be true that he met her here” という意味を述べるのに、he might have met her here と言うことができる。(you might have let us

know you were coming (あなたがおいでになることを前もってお知らせ願っておければよかったに) のような、実際には起っていなかったことについて語る時に用いる是等の (助) 動詞の用い方については後述「助動詞の用法」で述べることにする。)

動詞 be 及び have もまた、それ等が不定詞によって従がわれる場合には、he was to come this afternoon (彼は今日午後來ることになっていた) や、he has to leave early (彼は早く出かけなければならない) に見られるように、仮定法の力を持つ。動詞 have は総ての時制を通じてこの用法で用いられる。

〔備考〕 was; were

是等の 2 語は動詞 be の過去時制を形成する。was は常に単数であり、複数主語と共に用いられることはできない。我々は we was, they was または you was とは言えない。were は通常複数である。が然しそれは或る状況の下では単数主語と共に用いられ得る。

were は、were you there, Charlie? (チャーリーよ、お前さんはその場に居ったのかね) に見られるように、you が唯 1 個人に言及する時にさえ、代名詞 you と共に用いられる。were のこの用法はおよそ 1820 年頃から標準英語となっている。がそれ以前の時代には教育のある人々は 2 人以上の人々に向けて話す時に you were という言い方をし、ただ 1 人の人に向けて話す時には、you was mistaken, John (ジョンよ、お前さんは考え違いをしていたね) に見られるように、you was という言い方をした。これは役に立つ区別法であって、将来また何時か英語に帰り咲く用法となるであろう。現在では語られた you が単数なのか複数なのかを示す標準となる手法を持たないので、2 人以上を指す時には you people (おおかたのみなさま) とか、you all (あなたがたどなたも) のような、間に合せの複数形態 (makeshift plural forms) に頼るか、または容認し得ない yous に頼っている。

were が単数主語と共に用いられる他の場合は、was の場合程用い方の輪郭がはっきりしたものではない。if という語の後では単数 were が常

に用いられ得るというのは正しくない。in my childhood I admired a man if he were rich (私は小さかった頃には若し人がお金持ちならその人を尊敬の目で眺めた) のような文は、ここでは were は誤りで was とすべきであって、執筆者が古い時代の文語形態に何等かの愛着心を抱いたというよりは、寧ろ自分の文法知識に不安を感じたことから人前を気にしながら were を用いたということを示している。

be の作る古い過去仮定法においては、were は複数であると同時に単数である。だからして過去仮定法が適当である場合にはどのような場合でも、単数主語と共にそれを用いることは許され得る。特に動詞 wish の後で、次には時 (time) に関して非限定である仮説的陳述 (hypothetical statements) の中で用いて、I wish I were wonderful (私は人目を引くような人に成れたらなあ!)、suppose it were true (若しそれが本当であれば) と言ったり、if I were living in a desert (若し私が砂漠の中に住んでいるとしたら) という言い廻しを用いてよい。同時に、続いて下に述べるような2個の例外はあるけれども、単数 was もまた、これと同じ構文の中で用いてよい。即ち I wish I was wonderful, suppose it was true, if I was living in a desert と言ってもよい。was は、ここ300年以上の間文語体英語 (literary English) の中で過去仮定法として用いられており、今日では were よりも好まれる形態となっている。

日常英語 (current English) で、仮定法の was よりも were の方が好まれる2個の構文がある。1つは、if I were you (若し私があなただであれば) という簡単な言い廻しである。ここでは was もまた用いられ、かつ誤りではないが、然し were が一般的に好まれる。もう1つの構文は、純粋に文語体的言い廻しである。それは、were I in a desert (私が若し砂漠の中に居るとしたら) に見られるように、通常 if-節によって述べられる概念は、主語の前に動詞を置くことによって、if 無しで表現され得る。古くは was がこれと同じ仕方で用いられたらしい。例えば、スターン (Sterne; (1713—68) 英国の小説家) は、was I in a desert と書いた。とは言え、これは今日では最早標準英語ではない。現代英語 (present-

day English) では、この言い廻しでは **were** が要求せられ、**was** は用いられ得ない。両形が許され得る他の言い廻しではどの言い廻しでも、今日では単数に用いる **were** よりも、**was** の方がより迫力があり、より生き生きしたものであると感じられている。

一般的に言って、単数 **were** は過去についての陳述の中では用いられ得ない。述べる事実に関して我々はその確実性を保証し得ない時には、**if he was thirty when I met him** (私が彼に会った時に若し彼が30才であったとしたら) に見られるように、叙実法の **was** が要求せられる。時には、真実であることを我々が承知している陳述を **if** が導くことがあり、この場合にもまた、**she was sixty if she was a day** (若し彼女がもう1日生きていたら60才になっていたであろう) に見られるように、叙実法の **was** が要求せられる。我々が語っていることが事実と反しているということを自分で意識しており、かつ或る特定の出来事について語っている場合には、**if he had been there** (若し彼がそこに居合せていたのだったら) に見られるように、**had** を伴った過去完了が要求せられる。

過去について語る際には、単数 **were** は、或る程度時間を超越した (timeless) 描写的陳述 (descriptive statements) の場合とか、或いは、これ等の陳述が事実と反するものと分っている時にだけ用いられる。斯くして我々は、**he looked as grim as if he were made of stone** (彼は恰かも彼の顔が土石で出来ているかのように恐ろしい形相をしていた) という表現を用いたり、**he treated her as tenderly as if he were her own mother** (彼は恰かも彼女自身の母親であるかの如く、心やさしく彼女をいたわった) という表現を用いる。このような描写的表現の場合でさえ **was** の使用も許されるが、**had been** が一般的に好まれる。

概括すれば、単数 **were** は、**if I were you** という言い廻しの中で、代名詞 **you** と共に用いられるし、そしてまた **were he here** のような語順転倒を伴った仮想的陳述の中で用いられる。それ (単数 **were**) は、**if he were given a chance** (若し彼が機会に恵まれれば) におけるように、若しその陳述が未来に言及しているか、または時に関して非限定である場

合には、想像的であり疑がわしい事柄を述べるために用いられてよいし、また用いられなくてもよい。日常英語では、そのような陳述の場合には、**were** よりも寧ろ **was** の方がよりしばしば耳に聞かれる。文法家の中には、特定の過去の出来事に言及しない事実と反する陳述 (**contrary-to-fact statement**) の中には **were** が必要であると主張する者もある。然し当の御本人達はまた、単数 **were** の使用のこの最後の橋頭堡 (“**last stronghold**”) までも崩そうとして **was** が今日では侵攻して来ていると苦衷を訴えている。この侵攻は既にここ数世紀に亘って続いているものであり、**was** の方が自然である (**natural**) と感ぜられる場合には、最早何びとといえども、人におどかさされて **were** を用いるようなことがあつてはならない。中等教育を受けて文法を知っている者にとっては、**were** が要求せられる場所に **was** を用いることは殆んど不可能であるが、然し自分の仮定法を人前で気にする文筆家は、文語体英語が **was** を要求する場所でも **were** を気楽な気持で用いてよい。安全第一を思うなら、自分が日常話す通りの英語で書けばそのまま文語体英語となっていることを知るべきである。

単純形の用法 (Uses of Simple Forms)

日常英語では仮定法は2つの目的、即ち(1)要求 (**requirement**)、提案 (**suggestion**)、または欲求 (**desire**) を表わし、(2)想像 (**supposition**)、条件 (**condition**)、または譲歩 (**concession**) を表わすために用いられる。

1. 要求乃至は提案の陳述は、後に単純叙実法動詞形態を伴なうことはできない。即ち **I suggest that he goes now** (私は彼が行くように提案します) とは言わない。こうゆう場合には合衆国 (**the United States**) では、現在仮定法 (**present subjunctive**) が殆んど常に用いられ、**I suggest that he take it with him** (私は彼がそれを持って行くように提案します)、**we insisted that she get to work on time** (我々は彼女が時間通りに仕事を始めるよう主張した)、**it is imperative that he know the**

truth (彼が真実を知ることが是非とも必要である) という言い方をする。英本国 (Great Britain) では、現在仮定法をこのように用いることは「衛学的」 (“pedantic”) なものとされている。英国人は、I suggested he should take it with him のように言い、助動詞 should を用いることの方を好んでいる。合衆国では、単純仮定法は人々が日常無意識にしゃべっている英語 (natural speech) の中で最もしばしば用いられる形態である。この国では should を伴った構文もまた耳に聞かれるが、「堅苦しいもの」 (“bookish”) 乃至は「英国的なもの」 (“British”) と感じられている。

文中の主動詞 (main verb) によって述べられる要求または提案は、go at once (直ぐに行け) や、look at it again, why don't you (見なさいよ、もう一遍、なぜ見ないの) におけるように、1 個の命令文である。明らかに 1 個の命令であるものを、一層丁寧に言おうとする場合には、you will go at once (直ぐにお行き願えませんか) に見られるように、未来時制 (future tense) もまた用いられる。過去仮定法助動詞は、この種の陳述を更にもっと和やかなものにするのに役立ち、you should go at once (あなたが直ぐにおいでになるのも 1 法です) に見るように、殆んど解説 (comment) に等しくなっている。

動詞 wish の後に、動詞の過去時制形を添えた、I wish you could come (あなたにおいで願えたらなあ!) のような言い方は、話し手本人が自分の願望 (wish) が実現するのを期待していない気持ちを明確にまたわそれとはなしに表わしている。我々が実現することを期待する願望を述べるには、I hope you like it (それがあなたのお気に召せば嬉しい) や、I hope you can come (あなたのおいでをお待ちしています) に見るように、動詞 hope を用い、その後には現在叙実法を添えて表わす。(動詞 hope はまた、過去叙実法を後に添えて、過去に起った出来事に言及し、I hope you liked it (それがあなたのお気に召したことを嬉しく思います) のような構文も作る。) 願望 (wishing) や欲求 (desiring) を表わすいくつかの他の動詞は、仮定法動詞の中に含んだ節 (clause) を、後に伴うことができるし、また不定詞を後に伴って、I long to have him come (私は

是非彼に来てもらいたい)と言ったり, **I want him to go** (私は彼に行ってもらいたい)と言ったりする。是等の動詞の場合には寧ろ不定詞構文の方が好まれている。

古くは願望は、文の主動詞の中に含ませて、現在仮定法を用いて表わすことができた。 **heaven forbid** (そんなことの無いように!) や、 **perish the thought** (止してくれ! /), **long live America** (アメリカの命よ長かれ) のような言い方がそれであった。これ等の古い願望表現は、語形が命令法と同一であるので、理論上はどんなにおかしなことであるにせよ、今日では命令法と感じられる。現代英語 (**present-day English**) では、願望を命令 (**command**) と区別するために、仮定法助動詞 (**may**) が用いられる。この **may** は、 **long may it wave** (それが末永く翻がえらんことを!), **may she live to be a hundred** (彼女の命長らえて百才の長寿を重ね給わんことを祈る) に見られるように、文法的主語の直前に位置しなければならない。助動詞 **would** は、話し手本人にとって実現しそうもないと思われる願望を述べるのに用いられ、 **would I know what to do** (私がどうすべきかを知ることができたらなあ!) のように言う。この構文は今日では既に古語 (**archaic**) となり、 **would to god** (...ことを祈る) という結合構文 (**combination**) で残っているに過ぎない。

2. 最も早い時代から今日まで、英語は仮想的陳述 (**hypothetical statement**) を表わす3種の仕組みを持っており、そしてそれによって、述べられる事えの確信の度合いの違いを指示してきた。更に今日では、我々が述べつつある事が、事実とは反対の事柄であると分っていることをもまた示すことができる。私が述べる事柄は、下に掲げる所論の中で、仮定、譲歩、条件の別なく何れにも該当する。以下に与えられた例文の各々は、 **suppose (supposition)**, **though (concession)**, 或いは **if (condition)** という語のどれで書き始められたにしても差支えは無かつたであろう。

若し或る出来事 (**event**) が可能性のあるものとして考えられるとすれ

ば、我々はその出来事を事実 (fact) として取扱い、それについての陳述は叙実法 (indicative) で表現して、*suppose it is true* (若しそれが本当なら) と言ったり、*suppose he comes tomorrow* (若し彼が明日来るなら) のように言ってよい。是等の叙実法陳述はそれが適当である場合には過去時制で用いられてもよく、*I suppose it was true* (それは本当であったと私は思う) とか、*I suppose he came yesterday* (昨日彼は来たと思は思う) のように言う。

合衆国においては、30年もしくは40年前までは、人が有り得る事実 (probable fact) として考えたのでなく、観念または原理 (theory) として考えた出来事は、*even though it be true* (たとえそれが本当であるにしても) とか、*even though he come tomorrow* (たとえ彼が明日来るにしても) に見られるように、現在仮定法で表現された。仮定法のこの用法は今日なお耳に聞かれるが、然し当時程の人気は既に無い。今ではこの種の出来事を表わすには、我々は寧ろ *should* を用いて次のように言いたくなる。*even though it should be true, even though he should come tomorrow.*

或る出来事が、ありそうもないこと (unlikely) , または実現が疑がわしいこと (doubtful) と考えられる時には、我々は過去時制形態を用いる。然し過去時制と言っても、過去の出来事に言及するのでなく、ここでは現在または未来の何等かの事柄に漠然と言及しているという理由で、それは過去仮定法であって、*even though they were right* (よしんば彼等の言うことが正しいにしても) や、*even though he came tomorrow* (よしんば彼が明日来るにしても) という言い方をする。

事実と反対であることを我々が知っている過去について、仮想的陳述を我々がしようとする時には、*if he had come yesterday* (若し彼が昨日来ておっただとしたら) や、*if he could have come yesterday* (若し彼が昨日来ることができていたら) に見られるように、我々は助動詞 *had* または *could have* を用いてよい。過去について述べるのに、それ以外の言い方をすればどうゆう言い方をしても、例えば *if he was here yesterday*

のように言えば、今日では既に事実 (facts) についての陳述、昨日起ったことについての陳述と感じられ、従って動詞の叙実法形態が必要となってくる。その事実が何であるかを我々が知らないということは問題外である。仮定法 **were** は過去の出来事について語る話しの中では用いるべきではない。従って **if he were here yesterday** のようには言うべきでない。若し我々が実際に何が起ったかを知らないならば、叙実法 **was** が要求せられる。若し我々が、彼が実際にここにいなかったことを知っているなら過去完了形態を用いて、**if he had been here yesterday** (若し彼が昨日ここにおったとすれば) という表現を用いる方が好まれている。

条件の陳述は通常、帰結陳述 (conclusion) と呼ばれるもう1個の陳述を後に従える。そしてそれは、若しその条件が満たされれば何が起るであろうかを語り、乃至は若しその条件が満たされていたら何が起っていたであろうかを語る役目をする。条件を述べるに際し、若し動詞の叙実法を用いれば、帰結陳述を述べるには、次に掲げる例文のように、どんな形態を用いてもよい。**if this is true, I might see him** (若しこれが本当なら、私は彼に会ってもよいのだが), **if he was home yesterday, I will hear about it** (若し彼が昨日家に居ったのなら、私はその事について聞いてみよう)。同様に、若し条件陳述の中で現在仮定法が用いられれば、帰結陳述の中では、どのような形態の使用も可能であり、我々は、**though he slay me, yet will I trust in him** (彼は私の命を奪うかも知れないけれども、なお私は彼のことを固く信じて疑がわない) と言ってよい。然しながら、若し条件陳述の中で過去仮定法が用いられれば、**if he came tomorrow, I might see him** (若し彼が明日来れば、私は彼に会うかも知れない) に見られるように、帰結陳述の中では過去仮定法助動詞が必要である。そして若し条件陳述の中に、過去完了時制か、または **could have** が用いられれば、**if he had come yesterday, I could have seen him** (若し彼が昨日来たのだったら、私は彼に会うことができただろうに) に見られるように、上記の助動詞のどれか1個が、その後 **have** を従えた姿で、帰結陳述の中に入って来ることが必要である。

文語体的英語 (literary English) では、或る陳述が条件節 (conditional clause) であるということを示す仕組みとして、接続詞 *if* を用いずに、動詞の第一要素 (first element) を主語の前に置くという手法に頼ることができる場合もある。

例えば単純条件 (simple condition) (現在の事実の反対や、未来のありそうもない事、疑がわしいと考えられる事) たることを表わすに、第一要素たる助動詞 *could*, *should* または *were+to*—不定詞を用いて述べ、*could I see him, I would...* (私が彼に会えれば、私は…するのだが) や、*should he go, I would* (彼がひょっとして行けば私は…するのだが)、*were I to go, I would...* (私が万が一にも行くようなことがあれば、私は…するのだが) というように表わせれば、接続詞無しで用が足りる。他方において、事実に反する条件 (contrary to fact condition) たることを示すには、助動詞 *could have* を用いたり、主語の前に、制限条項をつけずに *had* という語を置いたり、また、後に不定詞を従えない姿で *were* を用いたりして述べ、*had I gone, I would have...* (若し私が行っておいたら、私は…するつもりだったのだが)、*could I have gone, I would have...* (若し私が行くことができていたのなら、私は…するつもりだったのだが)、*were I going, I would...* (若し私が近いうちに行く予定があれば、私は…するつもりだが) のような構文にすれば、接続詞無しで用が足りる。

3. 以上に示したように、英語の仮定法はいろいろな用法を持っている。この他に、古くは仮定法を用いて表わした多くの他の用法があったが、然しそれ等の用法は、今日では既に叙実法で表わされ、ヨーロッパの他の言語のあるものが仮定法で表わしている用法に似ている。次に掲げるものはその一部に過ぎない。

恐怖 (*dreading*) や懸念 (*fearing*) を表わす動詞は、それ等を *lest* と共に用いる時には、*each fearing lest the other suspect it* (どちらも、相手がそれに気付いていられないかと恐れながら) に見られるように、今

日なお仮定法を必要としているが、実はこの言い方は今では甚だしく文語的なもの (extremely literary) になっている。日常の話し言葉 (ordinary speech) では、each fearing that the other suspects it に見られるように、我々は that という語に加えて叙実法を用いている。古くは結果 (result) を表わすのに仮定法を用いて述べ、he that smiteth a man so that he die (結果として死んでしまう程に、ひどく相手を打ちのめす男) に見られる die というような用い方をした。時代が下って 20 世紀に入ってから、アメリカで仮定法を、時 (time) を表わす表現の中に用いた人達もあり、the tree will wither before it fall (樹木は倒れる前に、先ず枯れるものだ) の fall や、I will wait till he send for me (私は彼から迎えが来るまで待っています) の send のような述べ方をした。第一次大戦直前の時期は、是等の形態が既に大西洋を横切った後であり、イギリスの新聞紙上にも表われ始めており、教育のある英人は深刻な憂慮を抱いていた。然し今日では、結果や時を表わす表現の中で用いた是等の仮定法は、イギリスだけでなく、アメリカにおいても既に殆んど頽れ切っている。けれども時を表わす仮定法 (temporal subjunctive) の 1 形態を、今日なお英国の神秘小説は好んで用い、two weeks come Michaelmas (あと 2 週間たてば、ミクルマスの祭日がやってくる) のような変てこな (quaint) 表現が海を渡ってアメリカにやって来る。

助動詞の用法 (Uses of the Auxiliaries)

仮定法助動詞は、義務 (obligation)、不確実 (uncertainty)、非現実性 (unreality) および目的 (purpose) を表わすに用いられる。仮定法助動詞は、陳述の中の主節 (principal clause) の中で義務を表わしたり、また I may be late (私は遅れるかも知れない) に見られるように、不確実を表わす英語の唯一の手段である。是等の助動詞の役割は、助動詞それぞれが持つ特有の意味によって果され、文法的混乱は起らない。

助動詞のそれぞれ特有の役割以外の若干の役割については既に述べたが、概括すると次のようになる。

(1) **should** は時として現在仮定法の代用として用いられる。この用法の **should** は合衆国においてよりも英国において、よりしばしば耳に聞かれる。

(2) **could** と **would** は、それぞれ **can** と **will** の過去時制形態として条件節の中で用いられてよい。

(3) 過去仮定法形態が条件節の中に入っている場合には、帰結陳述の中に、幾つかの過去時制助動詞のうちの、どれか1個が用いられなければならない。そして条件節の中に過去完了時制が用いられる時には、是等の同じ助動詞のうちの1個が、後に **have** を従えた姿で要求せられる。

合衆国では、つい最近まで、疑惑 (**doubt**) や不確実 (**uncertainty**) を表わす従属節 (**subordinate clause**) の中では、現在仮定法が用いられ、**I wonder whether it be wise** (そうすることが賢明なやり方なのかしら) とか、**however hard he work** (彼がどんなに一生懸命に働こうとも) のように表現した。

以前はこの仮定法は、**I think the king be stirring** (王はもう起きておいでになるでしょう) に見られるように、人が未だ絶対的には確信が持てない事柄ならどんな事柄でも総て表現するのに用いられたが、今日では疑惑を特別に強調しようと思う時にだけに用いて、そうでない時には叙実法を用いる。また疑惑を強調したいと思う時には、我々は助動詞のうちの1個、例えば **may be** のようなものもまた用いる。

could, would, might のような語は、**you might have let us know** (あなたは我々に知らせて呉れていたって、よさそうなものだったのに) に見られるように、実際には起っていなかった事柄について語るために、**have** を後に伴った姿でしばしば用いられる。このような用法は、事実を反することを述べる条件節の後で、これと同じ構文を用いることと、関連があるであろう。換言すればこの形態は多分、“**if you had wanted to**” (若しあなたが、しようと思ったのなら) のような条件節を、その中に含んだ意味を表わしているであろう。**could** は、**if I could have found him, I would have told him** (若し私が彼を見つけることができたのなら、私

は彼に話してやったのだが)に見られるように、事実と反する条件節の中で、**have** を従えて用いられてよい。この構文では、**could** 以外の他の助動詞は用いられ得ない。一方で、**if I could have found him, I would have...** という表現と、他方で、**if I had found him, I would have...** という表現との間にある類似性は、ある人々の耳や目に錯覚を起させて、**had** の後に **have** を入れ込んで、**if I had 've seen him** (若し私が彼に会っていたら) のような言い廻しをさせてしまう。この最後の言い廻しは一般には非難されている。文語体英語では、助動詞 **had** の後に **have** が付き従うことは絶対はない。我々はまた、事実と反する条件の中で **would have** を用いた言い廻し、即ち **if you would have told me, I could have helped you** (若しあなたが私に話して呉れていたら、お助けすることができたであろうに) のような表現をもまた耳に聞く。この言い廻しもまた一般からは非難を受けている。我々は **if you had told me...** のように単純助動詞 **had** を用いるべきである。

以上に述べた種類の動詞句 (**verbal phrase**) は、時としては第二の **have** を中に含んだ不定詞を、後に従えることがある。例えば、**it would have been wiser to have left us** (我々の許を、離れた方が却ってよかったであろうに) という表現法で書いたり、**Rousseau would have been charmed to have seen me so occupied** (私が仕事に全く没入しているようすをルーソウが見たならば、彼はうっとりとして我を忘れたであろうに) と書いたりする。是等の文章は、それぞれ、**wiser to leave us** と書き、**charmed to see me** と書いてもよかったであろう。そして文法家のうちには第二の **have** は冗語であり、従って不適当なもの (**improper**) と見做す者もある。然しながら2個の **have** を中に含むこの特殊な構文は、マラリー (Malory; 15世紀の英国の文筆家) からチェスタトン (Chesterton; 1874-1939) 英国の評論家) に至るイギリス文壇の総ての大家によって用いられて今日に及んでいる。**to have** に続く句 (**phrase**) が事実と反することを述べる節 (**contrary to fact clause**) によって置き換えられることができ、**if you had left us** や、**if he had seen me** と表現すること

とができる時には常に、それ等は標準的な文語体慣用表現 (standard literary idiom) であると言ってよい。この置き代えは、上述の二文の中では可能であるが、然し *I would have been willing to have gone back* (私は喜んで帰ったであろうに) の中では、置き代えることは不可能で、この種の文はその基盤を異にするものである。この最後に掲げた種類の言い廻しも、しばしば人の口に語られ、語彙過多 (too wordy) であることを除いては、調子外れの点はいささかも無い。とは言っても矢張り、*I would have been willing to go back* の方が、一層文語的な表現 (more literary) であるとは言える。

現在時制助動詞 *will, may, can* と、過去時制形態 *would, might, could* は、目的 (purpose) を表わす節の中で用いられる。そして現在時制動詞の後では現在時制助動詞が要求せられ、過去時制動詞の後では過去時制助動詞が要求せられる。かくして我々は、*he is saving his money so he can buy a car* (彼は車を買うことができるように貯金を続けている)、*he saved his money so he could buy a car* と表現する。合衆国では、助動詞を用いた上の二文の何れよりも、不定詞を用いた次の構文、*he is saving (or saved) his money to buy a car* の方が、より好まれる。

(5)

命令法 (Imperative Mode)

命令法は、命令・要求・忠告等に用いられる動詞の形態である。それは何時も指図を含んでいる (dictatorial) とは限らない。命令 (order) と暗示 (suggestion) との相異は、音調 (tone of voice) や、*if you please* (お差し支えなければ) のような文中の他の語 (句) によって示される。英語では命令法 (imperative) は動詞の単純形で示し、かつ通常は主語を置かないで、*go and catch a falling star* (流れ星をつかまえてきなさい) のように言う。否定命令は *do not go* (行くな) のように、*do not* (またわ *don't*) を前に付ける。

現代英語では、命令法は二人称形態のものと考えられ、主語は表現されていない *you* であると言われる。以前には若し主語が表現されるような場合には、*comfort ye my people* (汝等、余が民を苦しみから救うべし) に見られるように、それは動詞の直後に従った。この構文は、*hark you* (聴け)、*mind you* (気をつけよ) 等に見られるように、今日なお耳にはするが然し最早古風なもの (archaic)、時代後れなもの (old-fashioned) としてしか我々の耳には響かない。今日の英語では、我々が命令法の主語に強勢を置きたいと思う時には、*you go first* (君が最初に行け) というように、動詞の直前に代名詞を置く。文法家の中には、*somebody lend me a hand* (誰か手を貸して下さい) という文の中では、命令法は *somebody* という主語を持った三人称形態であると主張する者もあり、またこのような場合でもなお表現されていない *you* が有るのであって、ここでは *somebody* が *you* を意味していると主張する者もある。この問題は純粋に理論上 (theoretical) の問題であって、実際には両者同じことを主張しているに過ぎない。

過去の或る時代には、命令法は一人称複数形態として用いられることができた。この場合には *praise we the Virgin all divine* (我等みな全身神なる聖母マリアを讃えまつらん)、*don we now our gay apparel* (さらば、我等みな晴着もて身を着飾らん) に見られるように、*we* という語が動詞の後に従っていた。現代英語では、この型体の命令を意図するには、*let us* または *let's* を用いて、*let's put on our best clothes* (さあ！みんな晴着を身に着けよう) という言い方をする。*let's* は、*let's you and me dress up* (さあ！あなたもわたしも身支度をしましょう) に見られるように、*you and me* という言い廻しを後に従えることができるが、然し *let's you and I dress up* や、*let's us dress up* に見られるように、*I* や *us* を用いることは不適當だとして非難する文法家も有る。

命令法は常に文中の主動詞 (principal verb) によって表わされる。*leave at once* (直ぐ出かけよ) のような陳述が間接話法の中で述べられる場合には、即ち直接引用 (direct quotation) としてでない型体で繰返

される時には、動詞の形態は変えてゆかねばならない。command, order, tell のように、間接目的語を伴う動詞の後では、命令動詞は不定詞に置き換えられて、he told me to leave at once となる。動詞 say の後では、say は元来間接目的語を取らないという理由から、命令動詞は、古来の慣習に従って今日でも、仮定節によって置き換えられて、he said I should leave at once (彼は私に直ぐ出かけるように言った) となるか、またわ、he said I was to leave at once となる。然しながら現代英語 (current English) では、say は、しばしば tell と同じよに用いられて、不定詞を後に伴って、he said to leave at once という表現をする。また時としては、命令の聞手を示すために for が用いられて、he said for me to leave at once のように言うこともある。30年前には、say を用いた是等の構文は一般的には不適當として非難を浴びていた。しかし今日では是等の構文も教育を受けた多くの人々によって用いられ、アメリカの地域の大部分で、認容し得る英語 (acceptable English) となっているようである。

〔備考〕 let の作る命令文

let は、let us be true to one another (お互に嘘など言わないようにしましょう) に見られるように、聞き手 (the person addressed) と共に話し手 (the speaker) をも含む特殊な命令の形態を作るのに用いられる。この構文は時には一人称複数命令と呼ばれる。話し言葉では、この let us は、let's wash the dishes (さあ！皿を洗いましょう) のように縮約されて let's となる。let が us を後に従えた正規の命令形である時、換言すれば、let us wash the dishes という文が、「我々に…することを許して下さい」(“allow us to”) を意味し、かつ “us” の中に含まれない誰か別の人に向かって話しかけられた言葉である時には、縮約されない形態の let us が常に用いられる。let's と let us との間の相異は、話し言葉の場合に守られる貴重な区別であるが、let's という縮約形態は、活字の領域では、誤った判断ではあるが、「威厳の無いもの」(undignified) である

という考えが第一理由となって、印刷にかけられる際に非常にしばしばその姿を消してしまう。

let が正規の命令として用いられる時には、それは主格形態の代名詞を後に従えることはできない。即ち我々は、let John and me wash the dishes (ジョンと私に皿を洗わして下さい) とは言うが、let John and I wash them とは言わない。この原理は、縮約形態の let's を用いた特殊命令を表わす文の場合にも、文法の原則に従って、適用されている。即ち、let's you and me wash the dishes (さあ！あなたと私とで皿を洗いましょう) の中では、縮約された us は目的格代名詞であり、目的格の me によって再び繰返えされているのであって、主格形態の I で繰返えされてよい筈は無いであろう。然しながら現実の言語慣習から言えば、let's you and I wash the dishes が示しているように、寧ろ主格形態の I の方が却って、我々の最も優れた作家達の一部を含めて多数の人々によって好まれている。主格形態を用いるこの構文は、let's はここでは命令文たることの単なる記号であり、また本当の命令は wash によって表わされ、you and I がその主語である、ということ等の諸理由が有るために、学問的にも弁護されて差しつかえないであろう。どちらにせよ、let's you and I という言い廻しは、実にしばしば人の口から出るので今日では標準的なものでないとは言い切れなくなっている。let's you and me は用語潔癖家 (purists) に好まれるが、両構文とも認容し得るものである。let's us try it out (ひとつとことん迄やってみようぢゃないか) に見られるように、us は時として let's の後で用いられることがある。この構文は活字では、そうしばしばは見られないし、また us が you and me よりも少しでも用語過剰であると、どうして言えるのか判然としないけれども、多くの文法家によって用語過多 (redundant) として非難される。

(6)

受動態 (Passive Voice)

the thief was robbed (泥棒が盗難に遭った) のように、主語が、動詞に

よって表わされる行為の動作者でなく、それを受ける者を表わすということを示す動詞の形態を名付けて、受動態と呼ぶ。他動詞即ち、目的語と動作者の両方を言外に暗示している動詞だけが、受動態を作ることができる。

英語では受動態は、当該動詞の過去分詞を、動詞 *to be* の表わすいろいろな形態の何れかの後に添えることによって作られる。受動態は、*he was robbed* (彼は盗難に遭った) のように単純時制であってよいし、*he had been robbed* (彼は既に盗難に遭っていた) のように完了時制(完結動作時制(*completed action tense*))であっても、また *he was being robbed* (彼は正に拘られている瞬間だった) のように進行形時制(継続動作時制(*continued action tense*))の何れであってもよい。受動態は、また *to be robbed* (盗まれる) のような不定詞形態でも、*be hanged!* (絞首刑にでもなれ) のような命令法であってもよい。然しながら、動詞 *to be* の諸変化形と結合して出来た受動態は、助動詞 *do* を必要とする強勢的陳述(*emphatic statements*)の中では、用いられ得ない。即ち我々は、*he does be robbed* とは言えないし、*he did be robbed* とも言えない。

he was being robbed のように、進行形時制の中に受動態を用いることは、近代の発展形態である。約 100 年前までは、動詞の *-ing* 形態は、能動と受動のいずれの意味でも用いられ得た。例えば、今日我々なら、*was being prepared* (準備中だった) と言いたいところを、George Washington は、*the entertainment which was preparing* (供応のため準備中のもの) という言い方で書いた。*being* + 過去分詞の形態を持ち、種別分析機能を持つこの新しい受動形態(*specifically passive form*)は、19世紀中葉になって人気を獲得するようになった。この形態は衛学的で、ぎこちなく、慣習に反し、かつ聖書の中にも見られないものとして、保守的な人々の反感を買った。こうした非難は、疑いも無く当を得ている。或る紳士は1837年に彼の書物の中でこの形態を呼んで、言語学的気取屋(“*philological coxcombr*”)と名付け、「英語慣用に違反するもの」(“*outrage upon English idiom*”)であり、「忌み憎くみ、のろべき、どこにでもある低俗三文本の編輯者の餌さにでも投げ棄てられるべ

きもの」(“to be detested, abhorred, execrated and given over to six thousand penny-paper editors”) だと言った。それにも拘らずそれは役にも立ち、生き残りもした。それは1900年以来急速に普及の足を早め今日に及んでいる。

今から25年前或る文法家は、受動態進行形は完結動作時制や未来時制の中では用いられ得ないと書いている。彼は、人は the house has been being built (その家は建築中である) という言い廻しや, will be being built (建築中であるだろう) のような言い廻しはすべきでなく, the house has been building や, the house will be building と言うべきであると主張した。このような主張は今日では最早当らない。今となつては, the house has been building という言い方をする者は極めて少い。成る程 been being や be being には今なお反対する者も無いではないが、彼等は(古い能動形態を固執せずに)受動態を避けるために他の新しい言い廻しを発見している。

現代英語 (present-day English) では, he got robbed (彼は盗難に遭った) に見られるように, 受動態を作るために, 動詞 to be を用いずに, to be が働くのと同じ働き方をさせながら, 動詞 to get の諸形態をしばしば用いる。このことは進行形時制の中で特に多い。been being や be being に反対する人々は, being の代りに getting を用いて, he has been getting robbed と言ったり, he will be getting robbed some day (彼は何時かは盗難に遭っているだろう) という言い方をする傾向がある。動詞 to be は, do の後では受動態として用いることはできないが, to get は, そのような姿で用いることができるので, 我々は, if he does get robbed (若し彼が盗難に遭えば) という言い方をする。動詞 become+過去分詞を用いても受動の意味を表わすことができ, they became known (彼は有名になった) という言い方をする。they became known, they got known, they were known の3つの受動態表現形式は, 音調 (tone) と強勢 (emphasis) の点でそれぞれ異っている。become は進行過程 (process) を, get は単純行為 (simple act) を, そして be は結果と

して起る情況または状態 (resulting condition or state) を表わす。この相異点は、我々が受動態で、ものを述べようとする時に、意味の違いを適確に表わすのに役立つ。

主語と目的語 (Subject and Object)

they gave a reward (関係者が報酬を出した) の中で能動態動詞の目的語であったものは、動詞が受動態となる時には、a reward was given by them の中で見られるように、主語となる。能動態動詞の主語は、受動態構文の中では完全に省略されてしまってもよいし、前置詞によって導かれて文中に入ってもよい。日常英語 (current English) では前置詞は通常は by であるが、以前は of が同じ仕方でしばしば用いられて、this dreaded sight, twice seen of us (我々が二度までも見たこの恐ろしい光景) や、possessed of Devil (悪魔に取っつかれて) のような言い方をした。

理論的に言えば、受動態動詞は目的語を持つことはできない筈であるが、日常英語では、能動態動詞の間接目的語もまた受動態形態の主語となることがあり、そしてこのようにしてできた主語は、受動態動詞を目的語と共に後に保留する。文法家はこのような目的語を名付けて、「保留目的語」(“retained object”) と呼んでいる。they gave him a reward において、him という語は gave の間接目的語であるから、原理的に正しい受動態構文は、a reward was given him である。けれども我々は同じことを、he was given a reward と言ってもよい。この最後の構文は過去数世紀に亘って用いられてきた。然し外国人や或る文法家達によって、この構文は他のヨーロッパ諸言語に翻訳され得ないものであるというのを筆頭の理由として、「怪奇なるもの」(“monstrosity”) と見做されている。イギリス本国 (Great Britain) においては、he was written a letter (彼は手紙をもらった), was sent a note (書きつけが届いた), was telegraphed an answer (電報で返事が来た), was done an injustice (不当な扱いを受けた) に見られるような種類の動詞が、このような姿で用いられることは、

今日なお「好ましくないもの」(objectionable)と考えられている。アメリカにおいては、この構文も何等の制限も付けずに、「完全に容認できるもの」(thoroughly acceptable)となっている。

they took no notice of him (彼等は彼を相手にしなかった)という文の中では、took の目的語は notice であり、him は前置詞 of の目的語である。それにも拘らず我々は、he was taken no notice of ということができる。ここでは、take-no-notice-of という合成表現はそのままひと纏めにして、恰かも一個の単純動詞であるかの如く扱われているのが現状である。同様に they hoped for something (彼等は何かを望んでいた)という文の中では、hoped は目的語を持たない一個の自動詞であり、something は for の目的語である。然しながらわれわれは、something was hoped for ということができる。

ここでもまた紛れもなく存在するものは、合成動詞の hope for であり、それは他動詞的なものであるということが出来る。とはいえ、われわれがこのような構文に対してどのような説明付けをするにせよ、英語のこうした構文は、他のヨーロッパ言語の場合と同様に、受動態使用の、とてつもない拡大伸長を示している。

英語では極めて多数の動詞が、受動態の形態に仕立てられることなしに受動の意味をも持って用いられる。the pies sold quickly (パイは一寸の間に売れてしまった), the car drove easily (車はハンドルも軽く走った), the fields flooded (田畑は洪水に洗われた)に見られるように、論理的には他動詞の目的となるものが、時として動詞の形を変えることなしに文法的主語に仕立てられることもある。tear (引裂く), split (削ぎ取る), sell (売る), cook (料理する)のような動詞は本質的には他動詞であるが、the cloth tore (布が裂けた), the wood split easily (樹木が簡単にひび割れした), the pies sold (パイは売れた)や、the apples cooked quickly (リンゴは短時間に煮えた)の中では自動詞的に用いられている。これらの表現は、誰かが、或いは何かが布を裂き、樹木を割り、パイを売り、リンゴを煮たということを意味している。論理的に言えば動

詞の目的語であるものが落されずに、その文法的主語に仕立てられた訳である。この事はまた動詞が受動態に仕立てられる時にも起る。そして或る文法家達は、この形態を「受動動詞」(“passivals”)と呼んでいる。受動動詞は、行動を1個の独立した事実として示す。それは形態的には自動詞で、意味の上では受動態である。この構文は広く用いられ、*dust brushes off* (ほこりが払いとられる), *foods spoil* (食品が腐る), *boats upset* (ボートが引くり返る), *doors slam* (ドアがバタンと閉る), *hearts break* (胸が張り裂ける) や, *the value of the dollars depreciates* (ドルの価値が下る) のように広く用いられる。 *the dust was brushed off*, *the boat was upset* のような正規の受動態は常に動作者を言外に暗示している。これに反し「受動動詞」は、動作それ自身を、恰かもそれが自発的に起ったかの如くに、示すものである。それ等は受動態形よりも簡潔で生氣に満ち、動作者が居合わせたという事実が問題に無関係であると感じられる状況の下では却って好まれる。

他動詞 *lay* (横たえる) や *set* (据える) をこのように用いることは、ここ数世紀に亘って激しい攻撃を受けてきた。これらの語が攻撃を受けないで赴むくまに用いることが許されないことの一つの結果として、多くの人々は今日ではこれらの動詞そのものを用いることまで恐れている。つい最近では、*he graduated last June* (彼は去る6月に卒業した) のように、受動動詞として用いられた *graduate* という語も、文法的には誤っていると主張されている。それというのも、*lay* や *set* の場合には、*lie* (横たわる) や *sit* (座る) という自動詞が存在していたし、文法家達は自分がそれらの自動詞を保護しているのだと思っていたという理由もあったであろう。然し *graduate* の場合には、他の1000語にも及ぶ多数の語があるのに、特にこの語を取上げて、誰かがそれを攻撃の矢面に立たせたその理由こそ不可解なものである。

正用と誤用 (Use and Misuse)

英語の受動態は力のある動詞形態である。それは従来は受動態を作り得

なかった種々の構文に広く適用されて、微妙な意味の差を表わすことのできるいろいろな形態を持っている。unkind things were said (意地悪な言葉がしゃべられた) に見られるように、しゃべった人の名を隠しておく必要があったり、あるいはまた、the letter was mailed (手紙が郵送されてきた) に見られるように、動作者の名を掲げることが問題に無関係であったり、人が行為の動作者の名を掲げることが望まない時に受動態は用いられ得る。それはまた動作者を強めて表現しようとする時とか、動作者に向って人々の特別の関心を期待したいと願う時にも用いられ得る。例えば、a woman drove the car という表現は、話し言葉では何処か1個所に強勢を添えて話し得るが、文字に書かれた英語では、何等特別の強勢を持たない。然し the car was driven by a woman では、woman の上に決定的な強勢がある。受動態構文で動作者が示されている場合には、それは強勢を持つ。そしてその力は、その動作者が能動態形の動詞の主語として用いられた場合に持つであろう強勢力よりも大である。

受動態は「世慣れした論法手法」(sophisticated device) である。それは教育の無い人々よりも教育を受けた人々によってより多く用いられる。それは物語文学 (narrative) の中では場外れの的なものとなりそうであるが、思想概念や漠然とした一般論を述べる場合には殆んど不可欠な表現道具となる。日常英語 (current English) の持つ最も顕著な特長の一つは、文中に用いられた受動態動詞形の莫大な数だと言える。受動態のこの増大した使用は、それが単に目新しい (new) という理由だけで、耳や目が混乱してしまう人々もいる。然し更にもっと多数の人々は、受動態形を、「結構なもの」(satisfactory) と受取る。受動態構文はその生れつきの「弱さ」(“weak”) 乃至「ぎこちなさ」(“clumsy”) を持っているという主張に、過大の考慮が払われてはならない。このような主張は古い慣習の郷愁に基づく以外の何物でもない、と言える。

とは言え、受動態を用いることが望ましくないところの3つの状況がある。

- (1) 受動態は、記述文学や物語文学の中で用いるには有効な形態ではな

い。

- (2) ある当該行為の動作者が誰であるかを、聞き手読み手が知りたいと望んでおり、しかもその動作者を人に知らせまいとして受動態が用いられている時には、聞き手読み手は当然に戸惑ってしまう。然しそのような場合にも、その聞き手読み手は、率直に述べてくれないその文の筆者を非難するのはよいとしても、率直に述べないことを可能にする本尊の文法形態を非難すべきではない。
- (3) 最後に、「謙遜の受動態」(‘passive of modesty’) というものがある。人によっては、I said, I think その他類似の表現は戦闘的言葉(fighting words)であると感ずるらしく、相手に嫌われまいとする考慮から、受動態えと退避する者もある。また1文句1000語当り、まさに何回までなら相手の気を悪くせずに、I(わたくし)という語を用いてよいかを自分は会得していると思っている者もある。Iの使用を慎しむこうした信条にはどの信条にも残念ながら一片の真理も無い。当の自分だけにしか関心を持たない話し手は、所詮は聞き手をうんざりさせる代物(bore)であり、たとい自分の言葉に受動態動詞を用いたにせよ、そのために話し手本人の生来の、口やかましさが減ずるといものではない。聞き手若しくは読み手に関心を抱く者は誰でも、好むだけ何回でもIという語を用いてよい。I like what you did and I wish you would tell me how I can pay you for it (私はあなたのごして呉れた事が気に入りました。それで私がどうしたらそれに報いることができるかを私に話して下さい) という表現の中には何人も自己中心的なものは発見できないであろう。